

令和7年10月28日
長野県司法書士会

事業報告書

1 相談会名

「司法書士による空き家・空き地問題相談会」

2 開催日時及び場所等

令和7年9月23日（火・祝） 10：00～16：00

（1）電話相談

（2）面談相談

長野市生涯学習センター（TOiGO WEST）

（長野市大字鶴賀間御所町 1271 番地 3）

3 開催趣旨

現在、わが国では空き家が急速に増え続けています。

2024年4月に公表された総務省の統計調査によれば、2023年10月1日現在の日本の空き家数は900万戸、空き家率は13.8%となり、過去最高を記録しました。

さらに都道府県別でみると、長野県の空き家率は20%となっており増加傾向にあります。

実に、日本の7軒に1軒が空き家状態。長野県では5軒に1軒が空き家状態です。

そのような状況下で、平成27年2月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行となり（令和5年改正）、県下各市町村においても同法に基づく協議会（空家等対策協議会）が発足しています。特定空家等として勧告を受けた場合、その特定空家等の敷地の税金が最大6倍に上がるとされています。不動産が負動産となる時代です。もう空き家は放置できません！！

そこで、空き家・空き地をお持ちで悩んでいる方、空き家・空き地を相続する予定の方のために、処分の方法や利活用の方法等を共に考える相談会を企画しました。私たち司法書士は、相続や遺言、不動産登記に携わっている専門性を活かし、また、関係機関と連携しながら、市民の皆様の空き家対策のお手伝いが出来ればと思っています。また、当会には市町村の空家等対策協議会の委員である司法書士もおりますので、その声を行政や社会に届けていきたいと考えています。

4 相談件数

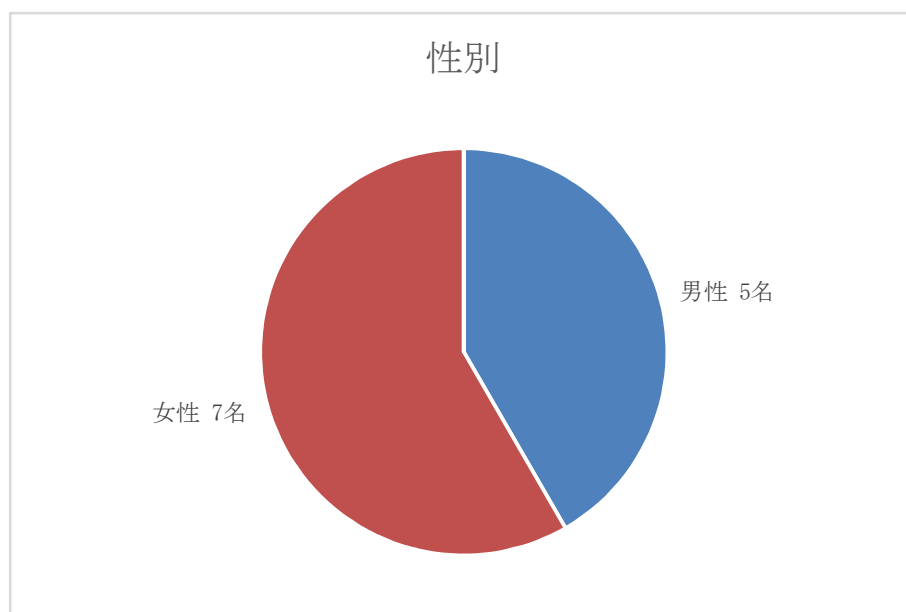
合計 12件

(電話相談 6 件・面談相談 6 件)

内訳

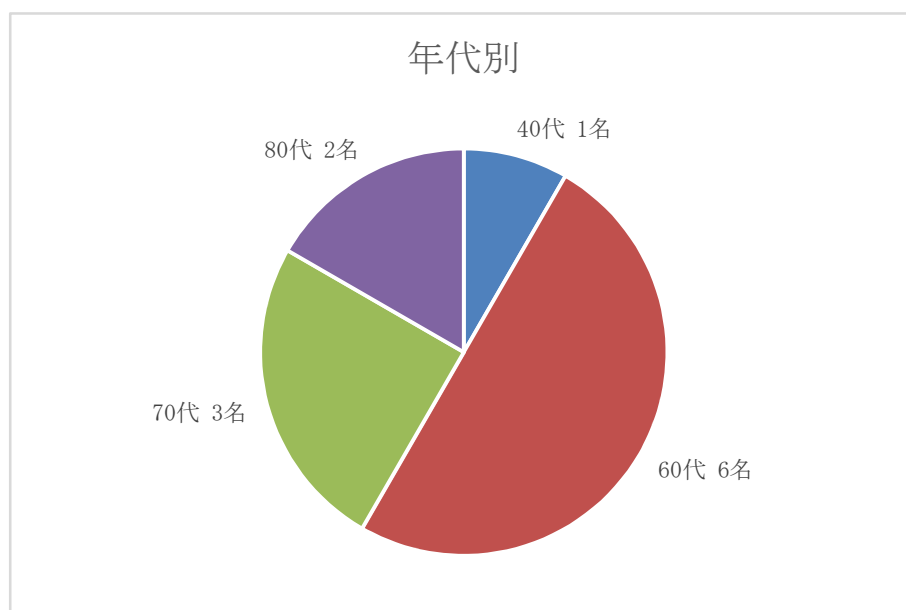
(1) 性別

男性 5 名 女性 7 名



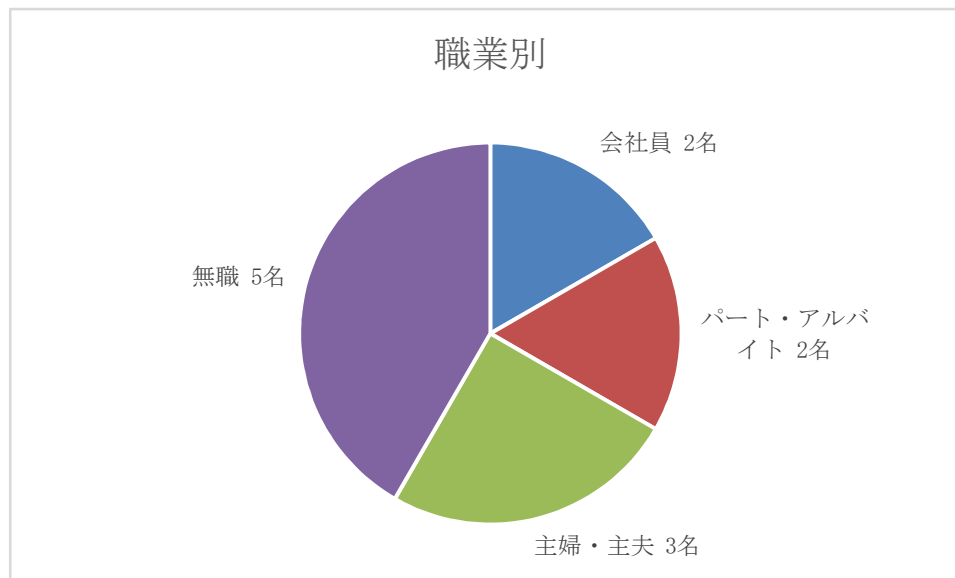
(2) 年齢

40代 1 名 60代 6 名 70代 3 名 80代 2 名



(3) 職業

会社員 2名 パート・アルバイト 2名 主婦・主夫 3名 無職 5名



5 主な相談内容

- 相続した実家が空き家になっている、処分方法について相談したい。
- 子がいいため将来空き家になる、どうしたらいいか。
- 相続した遠方の農地が管理できず荒地になっている。
- 実家に一人で住んでいた母が高齢のため、子である相談者のもとで同居を始めたので実家が空き家になった。
- 相続した借家が老朽化しているため解体したい。

など

6 実施した感想・コメント・今後の対応

今回の空き家・空き地相談会では、計12件の相談がありました。現在すでに空き家になっている事例についての相談が多く寄せられましたが、やはりそのほとんどが相続をきっかけに空き家化したというものでした。相続登記が済んでいる事例も多く見られましたが、相続登記後の管理や利活用の面で課題に直面している相談者が少なくありませんでした。

また、「子がいらない」「子が遠方に住んでいる」といった理由から将来空き家になることに対する不安の相談も複数件寄せられました。

これらを踏まえ、空き家対策では相続前からの遺言等による準備の支援と、相続後の具体的な活用支援の双方が重要であると改めて実感しました。